

# 総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年3月10日(火)  
14時00分開会 14時41分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：山下清美  
委員：深沼達生、佐藤幸一、口田邦男、桜井崇裕  
議長：加来良明
- 4 事務局 次長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
  - (1) 陳情の審査について
    - ・陳情第6号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める陳情について
  - (2) 所管事務調査の申し出について
  - (3) 議会報告会と町民との意見交換会について
  - (4) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長：大変お疲れ様である。それでは、只今から、総務産業常任委員会を開きたいと思う。

(1) 陳情の審査について

- ・ 陳情第6号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める陳情について

委員長（奥秋康子）：ご案内のとおり、今日の議件は、先ほどの本会議で常任委員会に付託をされた陳情第6号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める陳情について、審査をしていただきたいと思うので、よろしく審査くださるようお願いをする。

この文書の内容等については、皆さん、お目通しかと思うが、もう少し目を通す時間を設けるために、若干休憩する。

【休憩 14:02】

【再開 14:04】

委員長：再開をする。

結構文章に細かく書かれているが、これは日本の政府が条約締結の交渉会議に加わらなかったということも言っているのだと思うが、唯一の戦争被爆国でありながら、不参加というのがいかなものかということもあり、趣旨としては、ぜひ、この条約に参加してほしいということだと思う。

口田委員：文書を見る限りにおいては、当然ごもっともなことで意見書を出すべきだというふうに思うが、政府にしても、我々以上に必要性というのは感じていると思うわけであるから。でも、それを承認できないという理由というのがあるはずである。なぜ、それに調印できないかということをお我々は理解してないわけである。

委員長：なるほど。

口田委員：そういった理由の中で、ただ、この文書を見て判断していいものかどうかというふうには思う。

だから、調印できない理由はここであってという何ものかわかれば、それと比較して、出すべきであるという判断ができるが、片方の文書だけ見て、絶対これは調印すべきだという意見書というのはいかなものかというふうに思うが。

委員長：口田委員からは、この趣旨はわかるが、政府にもやはり言い分があるだろうと。条約に調印できない言い分が明らかにされていないと、そのような中では賛同しかねるということである。

口田委員：片方だけの文書で判断してやるのはいかなものかなということである。

委員長：口田委員から、こういう意見が出たがどうでしょうか。逆に、なぜ政府はそれを示さないのということも本当は明らかにしてもらいたいのだが、それがいまだにないということは、国民側としても、このような意見書を出してくるというのも理解できるかと思うがどうでしょうか。皆さん、ほかに意見ないか。

桜井委員：やはり、国というか、政府が説明責任を果たしてないというのは感じる場所であるし、口田委員が言われたが、唯一の被爆国であるということ踏まえて、被爆地の感情、日本の感情を考えたときに、やはり批准すべきでないかと。核廃絶に向けての動きというのは必要だというふうに思う。

委員長：今、桜井委員から、唯一被爆国であるがゆえに、やはり、これは政府としても、条約に参加してほしいという意見だと思うが、どうか。皆さん、ぜひ思ったことを述べていただければありがたいが。

山下委員：この意見書については、この趣旨というのは重々理解できる部分であるので、国の動向いかんもあるが、こういった趣旨というものは大体の人が持っているという意味を示す必要もあるのかという気がする。これに賛同したいと思う。

委員長：山下委員から意見書に賛同するということであるが、ほかに意見等はあるか。

佐藤委員：日本政府とアメリカのやりとりは、私たちはわからない。ということで、先ほどから出ている唯一の被爆国であるから、これについては、もう見たくもない原子爆弾なものであるから、この陳情には賛成である。

委員長：佐藤委員からも意見書に賛成だというご意見が出たが、ほかに意見はあるか。

深沼委員：皆さんがおっしゃるとおり、日本は被爆国であり、被爆者が数多くその当時出たということもある。やはり核というものは、それだけ恐ろしいものだというので、決して持つてはならないというか、これは世界的にも当然のごとく持たないほうがいいのではないかとは思っている。

委員長：皆さんのご意見であると、やはり、国の姿勢とか考え方はわからないが、この陳情の文書の中のように、国民として意見を申し述べていくのがいいのではないかという、核廃絶に向けてという意見であるが、そんな方向でよろしいか。口田委員。

口田委員：私は、何もこの文面に反対しているわけではない。ごもつともでそのとおりだと思う。そういうものに対しての意見書ではなく、もしやるとすれば、政府に対して説明責任を果たしてほしいという意見書なら私は賛成する。でも、趣旨はわかる。ただ、やり方として片方だけのことを意見書として出すのではなく、その以前に説明責任を果たしてほしいという意見書を出すのが筋ではないかなというふうに思うが。

それは多数決でやってください。私は反対という立場で行くから。

委員長：陳情第6号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める陳情について採決を行う。

この陳情に賛成の方は挙手願う。

(山下委員、深沼委員、佐藤委員、桜井委員の4名挙手)

委員長：この陳情に反対の方は挙手願う。

(口田委員挙手)

委員長：それでは、賛成4名、反対1名ということで、この陳情は採択となったので、よろしく願いをする。

#### ・ 陳情第6号に関わる意見書案の協議

委員長：採択の旨、3月16日の本会議で報告し採決することになるが、本会議で採択になれば、所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見案を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書(案)の内容について確認する。意見書案を配付する。

(意見書案配付)

委員長：意見書案は陳情本文と同じ内容か。

事務局次長(宇都宮学)：最後の2行「日本政府は、唯一の戦争被爆国の責任として、一国も早く核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求めます」の文章が陳情本文に追加されている。

委員長：休憩する。

【休憩 14:16】

【再開 14:23】

#### (2) 所管事務調査の申し出について

委員長：再開する。(1)の陳情第6号に関わる意見書案について追加資料を事務局で準備しているので、先に進めて(2)所管事務調査の申し出についてを議件とする。6月定例会までの所管事務調査の申し出事項であるが、今回はどのような内容にしたらよいのか。今日出てこないのであれば3月19日に再度委員会を開催したいと思うので、その日までにそれぞれお考えを提出してもらいたいと思うので、よろしく願います。

#### (3) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：あと、もう一つ、議会報告会と町民との意見交換会についてである。議会運営委員会で協議した結果、平成29年からテーマを設けて意見交換会を行っているが、令和2年度の開催方法について、総務産業、厚生文教常任委員会の両方でそれぞれ協議することになった。昨年どおりテーマを設定した意見交換会を行う場合はテーマを協議してほしいということであるが、これも3月19日の委員会で決定したい。その後議会運営委員会で結論出すということであるので、これも含めて、それぞれ



山下委員：意見書案の本文の中で、3行目から8行目を削ったほうがいいと思う。そして、最後の行の「強く求めます」というところの「強く」という部分を除いた案としてはいかがか。

委員長：今、山下委員から、このような意見が出たが、皆さんよろしい。

(はいという声あり)

委員長：意見書案の文言を、3行目から8行目の6行を削除し、9行目の「また、」と最終行の「強く」を削除して、あとは、文書はそのまま意見書を提出するというで決定する。意見書案は所管委員会委員が提出者・賛成者になって提出するが、3月23日に開催予定の全員協議会に諮り協議するので、よろしく願います。

あと、その他については何かないか。

(なしという声あり)

委員長：ないということで、以上で、総務産業常任委員会を終了する。  
大変ご苦労さまです。

【閉会 14：41】